

【新型コロナウイルス関連情報】

アイルランド全国における行動制限措置のレベル3への引上げ

(10月6日発出領事メール)

10月6日午前0時から3週間、全国における行動制限措置が、パンデミック対応計画のレベル2からレベル3に上げられます(すでにレベル3のダブリン県とドニゴール県は変更ありません。)

1 10月5日夜、マーティン首相が演説し、新型コロナウイルスの感染が全国的に拡大しており、これを食い止めない限り深刻な影響が生じるとして、同6日午前0時から3週間、全国の行動制限措置をパンデミック対応計画のレベル2からレベル3に引き上げると発表しました。

これに当たりマーティン首相は、国家公衆衛生緊急チーム(NPHET)の勧告はレベル5(最高レベル)への引上げであったが(下記2参照)、このような厳しい措置への移行は、多数の雇用の喪失等、甚大な結果をもたらすとして、今回の引上げをレベル3とした理由を説明するとともに、低いレベルでもその効果を十分上げるため、行動制限措置を遵守しない一部国民がおり、感染拡大を許していると指摘の上、ガイドライン遵守を強化する措置を講じると表明しました。

レベル3の下では、仕事や教育等の必要不可欠な目的以外で居住する県から出ない等の措置を求めており、皆様におかれましては、ご注意ください。

2 上記1のマーティン首相演説の前日(10月4日)、NPHET代表のホロハン保健省主任医務官はドネリー保健大臣に対し、全国においてパンデミック対応計画における最高レベルのレベル5に引き上げるべきと勧告しました。その理由として、新規感染者が全国的に増加しているだけでなく、65歳以上の感染者数、コロナ入院患者数、集中治療室のコロナ患者数も増加し、死者数は8月の4名から9月の34名に増加したこと等を挙げています。

※マーティン首相の演説内容は、次の政府ウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.gov.ie/en/speech/5e9db-statement-by-an-taoiseach-micheal-martin-announcing-irelands-move-to-level-3/>

※レベル3の行動制限措置内容の詳細は、次の政府ウェブサイトをご参照下さい(ダブリン県及びドニゴール県には、追加の措置が適用されていますので、ご注意下さい。)

<https://www.gov.ie/en/publication/ad569-level-3/>

※ダブリン県におけるレベル3の行動規制内容の詳細は、次の政府ウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.gov.ie/en/publication/cf1f3-special-measures-in-place-for-dublin/>

※ドニゴール県におけるレベル3の行動規制内容の詳細は、次の政府ウェブサイトをご参照下さい。

<https://www.gov.ie/en/publication/f9a0c-donegal-is-at-level-3/>

※9月18日付で当日本国大使館が発出した領事メールにて、レベル3の制限措置の概要を日本語で案内しており、次のURLからご参照いただけますが、措置の内容は頻繁に変更されていますので、最新の情報は、上記の政府ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.ie.emb-japan.go.jp/files/100095065.pdf>

※10月4日付、NPHE T代表から保健大臣への勧告内容

<https://assets.gov.ie/89950/7a01b63b-8fff-483c-b967-298ffdadbda8.pdf>

3 政府は、10月5日時点の新型コロナウイルス感染症の累計症例数を38,549件、累積死亡者数を1,810名と発表しました。

<https://www.gov.ie/en/press-release/b6db7-statement-from-the-national-public-health-emergency-team-monday-5-october/>

4 在留邦人及び当地滞在中の邦人の皆様におかれましては、政府の示したガイドラインに従い、感染予防に万全を期してください。

新型コロナウイルスの最新情報は下記に掲載されています。

<当大使館のウェブサイト>

https://www.ie.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00004.html

<保健サービス委員会(HSE)の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www2.hse.ie/coronavirus/?source=banner-www>

<政府の新型コロナウイルス関連情報ポータルサイト>

<https://www.gov.ie/en/campaigns/c36c85-covid-19-coronavirus/>

5 万一、新型コロナウイルス感染症に感染と診断されるなどの場合には、下記代表電話にご連絡ください。

在アイルランド日本国大使館

電話番号(代表): 01-202-8300 E-mail(領事班): consular@ir.mofa.go.jp